

船舶事故調査報告書

令和4年9月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	潜水者負傷
発生日時	令和4年3月28日 13時55分ごろ
発生場所	長崎県長崎市野母 ^の 埼北西方沖 おおたてがみ 大立神灯台から真方位320° 420m付近 （概位 北緯32° 34.2′ 東経129° 44.3′）
事故の概要	漁船かねよ丸は、北西進中、潜水者に接触し、潜水者が負傷した。
事故調査の経過	令和4年4月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 かねよ丸、0.6トン NS3-403630（漁船登録番号）、個人所有 5.54m（Lr）×1.60m×0.70m、FRP ガソリン機関（船外機）、22.10kW、平成9年1月14日 第292-52052号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月3日 免許証交付日 令和2年1月14日 （令和8年1月11日まで有効） 潜水者 49歳
死傷者等	重傷 1人（潜水者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2～3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁を行う目的で、令和4年3月28日13時00分ごろ長崎市野母漁港（北側）を出港し、野母埼周辺海域で投網を終えた後、野母漁港（北側）に帰港することとした。 船長は、右舷船尾部にある物入れのハッチカバー上に腰を掛け、左手で船外機のスロットル兼操縦ハンドルを握り、約7ノットの対地速力で航行していた。 船長は、大立神灯台の北方沖を通過して北西進中、目視で周囲を確

	<p>認した際、航行中の船舶を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないと思って航行を続けていたところ、13時55分ごろプロペラ翼に何か接触したような音が聞こえたので、同翼が浅所に接触したと思い、本船を停船させて船尾方を見て、潜水者が浮いているのを認め、潜水者と接触したことを知った。</p> <p>船長は、潜水者を船上に引き揚げ、潜水者が右上腕部を負傷しているのを認め、14時03分ごろ携帯電話で所属する漁業協同組合に救急車の要請を依頼した後、野母漁港（南側）に向かった。</p> <p>潜水者は、11時00分ごろ車で野母漁港（南側）に到着した後、素潜りでやすを使用する魚類の採捕を行う目的で、11時30分ごろ野母漁港（南側）南西方の海岸で素潜りを開始し、魚類の採捕を行いながら、海岸付近の浅瀬沿いを南西方に向かい、野母埼南端を過ぎて北方へ進んでいた。</p> <p>潜水者は、ゴーグルを装着して海面にうつぶせの姿勢で浮いた状態で、海底の獲物を探していたところ、突然、頭部、背中及び右腕の上腕に衝撃を感じ、海上を確認したところ本船を認め、本船と接触したことに気づき、本船の船長に痛みを訴えながら、泳いで本船にたどり着き、本船に引き揚げられた。</p> <p>潜水者は、本船で野母漁港（南側）に運ばれ、救急車で応急処置を受けた後、自ら車で長崎市内の病院を受診し、右上腕骨小頭開放骨折と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船、写真2 本船の船外機 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだんから本事故発生場所付近の海域で漁を行うことが多く、同海域で地元の漁師が素潜り漁を行っている場合は、潜水者がいることを表示した漁船が近くにいたが、最近では素潜り漁を行っている漁師を見掛けたことがなかった。</p> <p>船長は、まだ素潜り漁を行うには早い時期であり、潜水者がいるとは思わなかった。</p> <p>潜水者は、平成30年ごろからやすを使用した魚類の採捕を始め、福岡県沿岸で素潜りをするが多かったが、本事故発生当日、初めて本事故発生場所の海域に来て、素潜りで魚類の採捕を行っていた。</p> <p>潜水者は、本事故当時、黒色のフード付きのウェットスーツ、ウェストに<small>おもり</small>錘、足ヒレ、シュノーケル及びゴーグルをそれぞれ着用し、長さ約3.5mの黒色のやすを持ち、素潜りを行っていたが、ふだんから潜水中を示す旗などを掲げていなかった。</p> <p>潜水者は、素潜りによる魚類の採捕を行う際、付近を航行する船舶に気付いた場合は、自身の存在を示すよう、やすを海面に上げて存在を示していたが、本事故時、本船の存在に気付いていなかった。</p> <p>潜水者は、素潜りをする際、フロートに旗を付けて浮かべて目立つ</p>

	<p>ようにするとともに、周囲をこまめに確認しておけばよかったと本事故後に思った。</p> <p>本事故発生場所付近の水深は、約5mであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、野母埼北西方沖を北西進中、また、潜水者が潜水中を示す旗などを掲げていない状態で素潜りを行っている中、船長が前路にうつぶせで浮かんだ潜水者がいるとは思わず、帰港しようと航行を続けたことから、本船の船尾部及びプロペラ翼と潜水者の頭部、背中及び右腕の上腕とが接触し潜水者が負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、最近、本事故発生場所付近で潜水者を見掛けたことがなく、素潜り漁を行うには早い時期であったことから、前路に潜水者がいるとは思わなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、潜水者が、潜水中を示す旗などを掲げていなかったことから、前路に潜水者がいるとは思わなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、野母埼北西方沖を北西進中、また、潜水者が潜水中を示す旗などを掲げていない状態で素潜りを行っている中、船長が前路にうつぶせで浮かんだ潜水者がいるとは思わず、帰港しようと航行を続けたため、潜水者に気付かず接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜水者は、潜水中を示す旗等を掲げるなど、周囲の船舶に対して自身の存在を明確に表示すること。

付図1 事故発生経過概略図

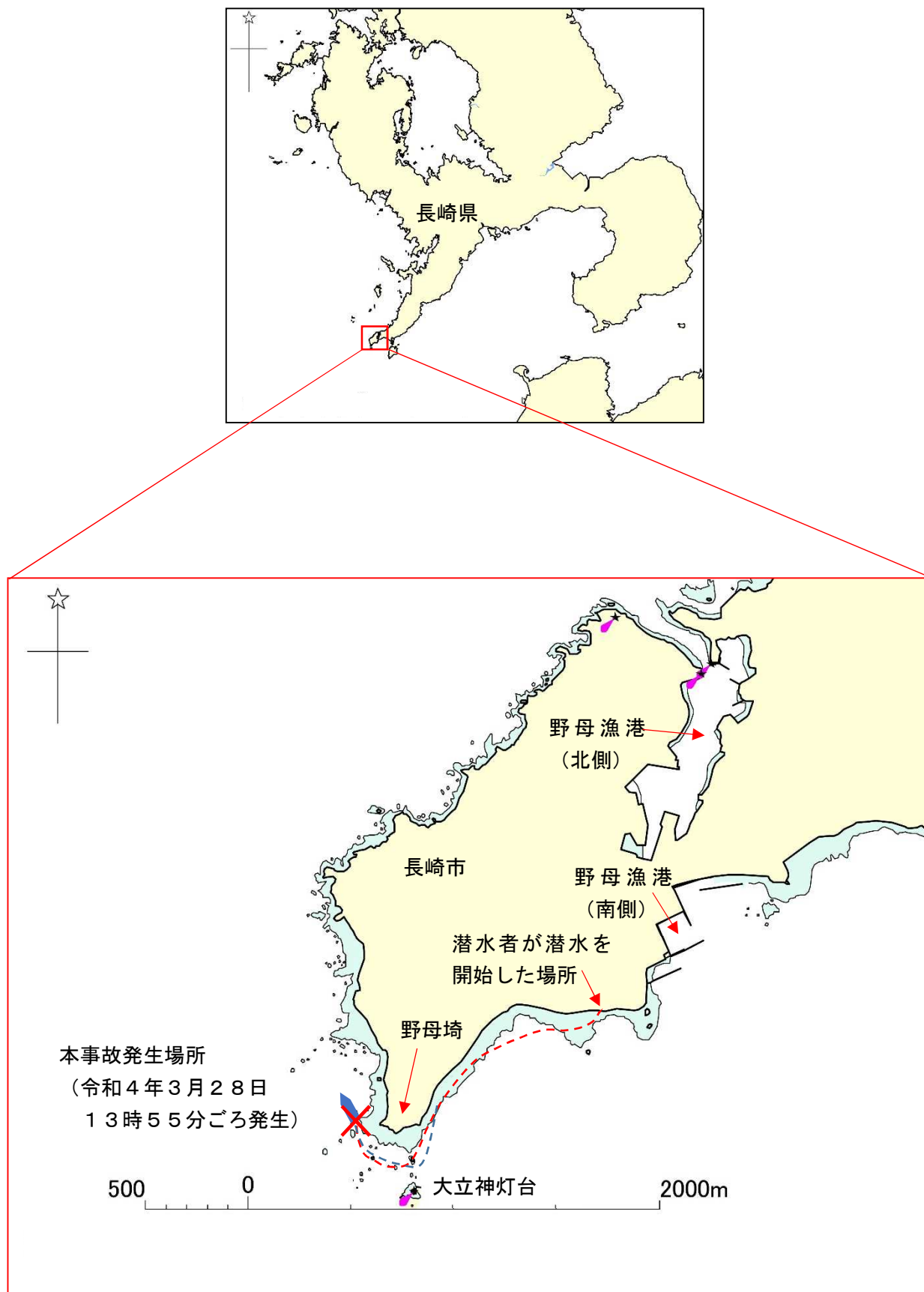


写真1 本船



写真2 本船の船外機

